

令和4年度

山武市健全化判断比率審査意見書

山武市資金不足比率審査意見書

山武市監査委員

山 監 第 3 3 号

令和 5 年 8 月 17 日

山武市長 松 下 浩 明 様

山武市監査委員 鈴 木 正 美

山武市監査委員 石 川 和 久

令和 4 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見
書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条
第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定により審査に付された健全化判断比率及
び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査
したので、次のとおり意見書を提出します。

令和4年度山武市健全化判断比率審査意見書

第1 審査の対象

市長から提出された令和4年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の方法

審査は、健全化判断比率が、関係法令等に基づき適正に算定されているか、また、算定の基礎となる事項を記載した書類が、決算書及び関係資料等に基づき適正に作成されているかどうかを主眼として実施するとともに、必要に応じて、関係課に書類の説明を求めて実施しました。

第3 審査の期間

令和5年8月9日から令和5年8月17日まで

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率については適正に算定されており、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認められます。

○健全化判断比率の状況

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和4年度	-	-	5.8	-
令和3年度	-	-	6.6	-
増 減	-	-	△ 0.8	-
早期健全化基準	12.84	17.84	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率は算定されなかったため、表内の値を「-」で表示しています。

(1) 実質赤字比率について

一般会計及び一般会計等に属する特別会計（1会計）の実質収支額の合計に赤字額が生じていないことから比率は算定されず、良好な状態にあると認められます。

(2) 連結実質赤字比率について

一般会計、特別会計（5会計）及び公営企業会計（2会計）の実質収支額の合計に赤字額が生じていないことから比率は算定されず、良好な状態にあると認められます。

(3) 実質公債費比率について

当年度の実質公債費比率は5.8%で、早期健全化基準である25.0%を下回り、前年度と比べ0.8ポイント減少しています。

(4) 将来負担比率について

将来負担額を充当可能財源等が上回ったため、将来負担比率は、算定されません。

第5 審査意見

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率については、いずれも早期健全化基準を下回っております。

引き続き、健全な財政運営を維持されることを強く望みます。

令和4年度山武市資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

市長から提出された令和4年度資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の方法

審査は、資金不足比率が、関係法令等に基づき適正に算定されているか、また、算定の基礎となる事項を記載した書類が、決算書及び関係資料等に基づき適正に作成されているかどうかを主眼として実施するとともに、必要に応じて、関係課に書類の説明を求めて実施しました。

第2 審査の期間

令和5年8月9日から令和5年8月17日まで

第4 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められます。

○資金不足比率の状況

(単位：%)

会計 \ 年度	令和4年度決算	令和3年度決算	経営健全化基準
水道事業会計	-	-	20.0
農業集落排水事業特別会計	-	-	20.0

※ 資金不足比率は、資金に不足が生じていないため、表内の値を「-」で表示しています。

水道事業会計及び農業集落排水事業特別会計においては、資金剰余の状況にあり、資金不足比率は算定されません。

第5 審査意見

令和4年度決算において、資金不足は生じていません。

引き続き、水道事業及び農業集落排水事業については、健全な事業経営に努めるよう、強く望みます。